

千葉商科大学教育研究会（CUC Academy）会則

第1章 総則

第1条 本会は、千葉商科大学教育研究会(CUC Academy)と称する。

第2条 本会は、会員の教育・研究活動の充実を目指し、会員相互の親睦を深めるとともに相互の連絡を密にし、もって千葉学園の発展と我が国の教育に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会・講演会・親睦会等の開催
- (2) 研究会報・名簿等印刷物の発行
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会は事務局を千葉商科大学内に置く。

第2章 会員および会費

第5条 本会員は、次の者とする。

- (1) 千葉学園が設置する学校(巣鴨高商・巣鴨経専を含む)の卒業生で、学校教育法第1条に該当する学校等のいずれかの教育機関において教育に携わっている者、もしくはいた者
- (2) 千葉商科大学の学生のうち、教職課程履修者で入会を希望する者
- (3) その他、総会で承認された者

第6条 本会の年会費は、3,000円とし、大会参加費および懇親会費は、その都度、別途定めるものとする。

2 会計年度は、8月1日より翌年7月31日までとする。

第3章 役員および会議

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|----------|-----|
| (1) 名誉会長 | 1名 | (5) 会計監事 | 2名 |
| (2) 顧問 | 若干名 | (6) 運営幹事 | 若干名 |
| (3) 会長 | 1名 | (7) 事務幹事 | 若干名 |
| (4) 副会長 | 若干名 | | |

第8条 会長、副会長、会計監事は、総会において第5条第1号に該当する会員の中から選出する。

- 第9条 名誉会長は千葉商科大学長、顧問は千葉商科大学名誉学長を推戴する。
- 第10条 運営幹事は、各都道府県別に選出された幹事から、会長が若干名を指名する。
- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
 - 3 会計監事は、本会の事業及び財産の状況を監査する。
 - 4 名誉会長および顧問は、会長の諮問にこたえる。
 - 5 運営幹事及び事務幹事は、各担当を通じ会務に参画する。
- 第12条 正・副会長および会計監事の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第13条 役員会は、第7条第1項の役員(名誉会長・顧問は除く)で構成し、総会の議題および事業の執行について必要な事項を決定する。
- 2 役員会は、会長が招集し随時開催する。
- 第14条 通常総会は、第3条第1号で定める会の開催日に行い、議事は出席の過半数をもってこれを決する。
- 第15条 会長は、必要と認めるときに臨時総会を招集することができる。
- 第16条 通常総会臨時総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 第17条 懇親会を「鴨の会」(Com' on Club)と称する。

附 則

1. 本会則の改廃には、総会の議決を必要とする。
2. 本会則は、1996年8月10日より施行する。
3. 1997年8月2日より一部を改正し施行する。
4. 2007年8月4日より一部を改正し施行する。
5. 2014年8月2日より一部を改正し施行する。
6. 2016年8月6日より一部を改正し施行する。